



東京都

環境影響評価条例の

一部改正条例の

提案について

神宮外苑再開発をとめ、  
自然と歴史・文化を守る  
東京都議会議員連盟

【共同代表】

岩永やす代、上田令子、  
漢人あきこ、須山たかし、  
田の上いくこ、原田あきら

【事務局】

尾崎あや子、中田たかし、  
もり愛

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例（案）

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二中「関係者」を「適当と認める者」に改め、「説明」の下に「若しくは意見」を加える。

第九十一条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 環境配慮書、調査計画書、評価書案、評価書その他この条例の規定に基づき作成する書類に虚偽の記載をして提出したとき。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

環境影響評価及び事後調査の手続をより厳正に実施するため、所要の改正を行う必要がある。

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第七十四条まで（現行のとおり） （事業者等の出席等）</p> <p>第七十四条の二 審議会は、第六十九条の規定による調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他<u>適当と認める者</u>の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は事業者その他<u>適当と認める者</u>から資料の提出を求めることができる。</p> <p>第七十五条から第九十条まで（現行のとおり） （公表等）</p> <p>第九十一条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p><del>二 環境配慮書、調査計画書、評価書案、評価書その他この条例の規定に基づき作成する書類に虚偽の記載をして提出したとき。</del></p> <p>三から六まで（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第九十二条から第九十五条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第七十四条まで（略） （事業者等の出席等）</p> <p>第七十四条の二 審議会は、第六十九条の規定による調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他<u>関係者</u>の出席を求め、説明を聴き、又は事業者その他<u>関係者</u>から資料の提出を求めることができる。</p> <p>第七十五条から第九十条まで（略） （公表等）</p> <p>第九十一条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>一（略） （新設）</p> <p>二から五まで（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第九十二条から第九十五条まで（略）</p>

2025年 3月 6日

「環境影響評価条例の一部を改正する条例」の議案提出に賛同いたします。

東京大学名誉教授  
世界イコモス文化的景観科学者会議日本代表  
元東京都都市改革審議会委員  
元東京都公園審議会委員  
石川 幹子

東京都環境影響評価条例では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が実施される際、「環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係わる環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測し、及び評価すること」と定められています（第二条）。

調査は「科学的知見に基づくことが必須」とされ「技術指針」が詳細に定められています。しかしながら、現在、大量の樹木の伐採が強行されている「神宮外苑第一種市街地再開発事業」のアセスメントでは、以下の点において「技術指針」を踏まえた調査は行われませんでした。

筆者は、学術的知見から、詳細な調査を実施し、日本イコモス国内委員会及び、パリに本部がある世界イコモスから、ヘリテージアラートを発してまいりました。専門家として環境影響評価審議会での意見の発出を要請してまいりましたが、一片の回答もなく、今日にいたります。

日本のみならず、世界からの要請にも、一切、耳を傾けることのない条例の内容は、速やかに改善すべきであり、「環境影響評価条例の一部を改正する条例」の議案提出に賛同いたします。

<神宮外苑第一種市街地再開発事業における環境影響評価の

科学的方法論の誤りの事例の一部>

- ①イチョウ並木は、著しく衰退している樹木が存在しているが、事業者は、二〇二三年一月二十日に提出した「評価書」において、すべて健全であるとの虚偽の報告を行った。また、この時点で再開発の影響によって生じる予測、措置は全く検討されなかった。
- ②環境影響評価書案審査意見書では、都知事意見として「植物群落調査等の結果を踏まえて生態系保全・再生の基盤とすること」が求められた。しかしながら、事業者が

実施した群落調査は、わずか6カ所であり、この内、4カ所は適切な調査区が導入されず、植物社会学に基づく群落調査は行われなかった。残りの2カ所は、調査区的位置と、植生断面図に誤りがあった。また、再開発の影響を受ける隣接する芝生広場、及び御観兵榎の森の現存植生調査は、全く行われなかった。

- ③良好な森林群落の回復のためには、生態系の特徴を示す「現存植生調査図」の作成が必須であるが、単なる「緑地の分布状況」を、審議会において「現存植生図」であるとする虚偽の答弁が行われた。

本件については、国際環境影響評価委員会日本支部が見直しの要請（2023年5月）、国際イコモスからヘリテージ・アラート（2023年9月）、日弁連会長からの再開発工事の停止の検討（2024年3月）、国連人権委員会からの環境影響評価に係わる多様なステークホルダーの意見を反映する仕組みに対する勧告（2024年5月）等、多くの再審の要請が行われましたが、見直しは行われず、樹木の伐採は、2024年10月28日に開始され、現在、百年をかけて育てられてきた樹林地は、ほぼ壊滅しております。

再開発は、今後、10年間にわたって行われる予定であり、いちよう並木等への影響は甚大です。早急に、環境影響評価条例の一部を改正する必要があると判断し、議案提出に賛同いたします。

千葉商科大学学長  
原科 幸彦

「環境アセスメントは開発行為による環境への影響を回避・低減するための、化学的で民主的な判断形成のためのものです。データや分析に誤りがあれば、その判断は変わってきますから、環境アセスメントの科学性を担保するため、これは必要な改正だと考えます。

そもそも、こういう規定がなかったこと自体、おかしいですね。

ぜひ、この改正を実現してください。

虚偽記載や間違いを正すためには、その事実を指摘ができることが必要で、本来は司法制度との連動が必要です。そこまで行くのは、日本の状況ではすぐには難しいですが、少なくとも異議申立ができる制度にしないとはいけません。

国際協力の分野では、世界銀行や日本の JICA、JBIC など、皆、この異議申立制度があります。条例アセスでも、そろそろ、異議申立制度を導入すべきでしょう。

東京大学大学院工学系研究都市工学専攻・教授  
大方潤一郎

もちろん、賛同いたします。必要な改正への第一歩と思います。

千葉大学名誉教授  
藤井英二郎

ご提案の東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例案、もっともなご提案で、これまでの過程で明らかになった課題を解決する上で最低限の改正であると思います。

既存の大木を伐採して新植樹木で代替できるとする考え方や、既存の大木を移植することで保全が図られているとする考え方は、地球温暖化とヒートアイランド現象が激化して喫緊の対応を求められている東京で許容できるものではありません。加えて、明治神宮外苑は全国から集まった奉仕団、抛金、献木で整備された国民公園で、明治大正時代を代表する極めて重要な文化遺産でもあり、その公園を台無しにするような計画を見直せる条例にしなければなりません。